○議長(赤羽正弘) それでは、開会に先立ち、ご報告申し上げます。

先の麻績村長選挙におきまして、高野忠房さんがめでたく当選をされ、副広域連合長に就任をされておりますので、ご紹介を申し上げます。

また、波田町の足立千惠子議員、山形村の上條重幸議員は、公務により本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご承知願います。

午後 1時30分開会

○議長(赤羽正弘) これより平成22年松本広域連合議会2月定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

広域連合長より議案が8件提出されております。あらかじめ皆さんのお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

本日の議事は、お手元の議事日程をもって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(赤羽正弘) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、議長において7番、大久保真一議員、 8番、牛山輝雄議員、9番、内川集雄議員を指名いたします。

# 日程第2 会期の決定

○議長(赤羽正弘) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(赤羽正弘) ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

# 日程第3 議案第1号~第7号

○議長(赤羽正弘) 日程第3、議案第1号から第7号までの以上7件を一括上程いたします。 当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

**〇広域連合長(菅谷 昭)** 本日ここに平成22年松本広域連合議会2月定例会を招集いたしま したところ、議員の皆様方にはおそろいで出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

まず初めに、昨年の11月定例会以降、麻績村村長選挙が行われ、高野忠房村長が初当選の 栄誉を得られました。高野村長には、松本広域連合を代表いたしまして、心からお祝いを申 し上げる次第でございます。

さて、冒頭、1月12日にハイチで発生いたしました地震は、未曾有の大災害をもたらし、 多くの方が尊い命を失い、今なお厳しい避難生活を余儀なくされております。大自然の猛威 と被害の状況を聞くにつけ、胸が痛み、身につまされる思いでございまして、一日も早い復 興を願うところでございます。

ご承知のとおり、松本地域には糸魚川静岡構造線活断層系の断層帯が多数存在し、このうち牛伏寺断層を震源とするマグニチュード8クラスの地震が発生する確率は、向こう30年に14%とされており、確率的にはいつ大地震が発生してもおかしくない状況にありますことから、今回の地震を含め、これまでの災害での教訓を学び、引き続き危機管理に生かしてまいる所存でございます。

それでは、提案説明に先立ちまして、地方や当広域連合を取り巻く情勢に関連して、若干述べさせていただきます。

まず、経済の動向に関連して申し上げます。

現在の日本経済は、一部では最悪期を脱しつつあるとも言われておりますが、その実感は 乏しく、中小企業が大半を占める松本地域では、企業の操業停止や大幅な業績悪化が続くな ど、地域経済を取り巻く情勢は、急速な円高やデフレの進行も加わり、一層厳しさを増して いるところでございます。

このような状況下、政府は内需を中心とした安定的な経済成長を促すよう、本年度の第2次補正予算で7兆2,013億円の緊急経済対策をまとめ、景気の回復を図ることとしており、また長野県においては、長野県新経済対策を基本とし、国の補正予算を活用し、速やかに、かつ切れ目なく事業に取り組み、雇用の確保と県内経済の下支えを図ることとして、今年度4度目となる118億円の補正予算を決定いたしました。さらに、市町村におきましても、国の緊急経済対策であります地域活性化・きめ細かな臨時交付金に係る関係予算を成立させ、あるいは準備されているところであります。

このように、国・県・市町村を挙げて厳しい経済情勢に対処しようとさまざまな取り組みがなされている折から、当広域連合といたしましては、引き続き圏域住民の安全と安心の確保を図りつつ、財源の大半が厳しい財政運営を強いられている関係市町村の負担金であることを念頭に、より一層効率的な行財政運営に努めてまいる所存であります。

次に、信州まつもと空港の就航路線について申し上げます。

ご承知のとおり、日本航空の信州まつもと空港からの撤退により、一時はその存続さえ危ぶまれた中で、3路線中2路線がジェット機による毎日運行という願ってもない形でFDAに引き継がれたことは、まことに喜ばしい限りでございます。

今後は、利用率の向上が極めて重要となってまいりますことから、当広域連合といたしましても、信州まつもと空港利用促進協議会の一員として、県、関係市町村、地域経済界等と 一体となって、利用促進活動に、より一層積極的に取り組んでまいります。

また、今回は、最も歴史の古い松本・大阪線が残念ながら存続とならなかったわけでございますが、この路線は、根強いビジネス客等に支えられておりますことなどから、引き続き 今後の復便に向けて、県ともども取り組んでまいります。

次に、市町村の消防の広域化について申し上げます。

このことにつきましては、昨年11月定例会の提案説明の際に申し上げましたとおり、中南 信消防広域化協議会では、市町村消防を広域化した場合の新たな消防本部体制の大まかな方 向性等について検討・協議を行ってまいりましたが、10月2日に開催した広域連合長・組合 長会議で今後の進め方などについて協議した結果、政権が代わったことにより、国の動向を 見きわめる必要があること、また東北信地域における広域化の枠組みの方向性を見きわめる 必要があることなどから、11月9日に開催を予定していた第4回協議会を延期いたしました。

その後、東北信地域では、本年1月14日に消防広域化研究協議会を開催し、消防広域化の 枠組み等の方向性について協議した結果、市町村消防の広域化については、将来的には東北 信地域を一本化し、消防広域化の実現を目指すものの、当面は段階的な消防の広域化を推進 することとしております。

中南信消防広域化協議会では、同じく1月14日に広域連合長・組合長会議を開催し、今後の協議の進め方について協議した結果、中南信地域としては、広域化についての議論をより具体的に行っていただくため、たたき台としての将来ビジョンを取りまとめることといたしました。

そこで、去る2月8日に開催した協議会において、将来ビジョン策定のベースとなります 消防本部体制の方向性について提案し、6月下旬に開催予定の協議会で各団体の意見を集約 することとしております。

詳細につきましては、本日、本会議終了後に開催されます議員協議会でご報告し、ご協議申し上げますが、当広域連合といたしましては、今後、消防本部体制の方向性について、関係市町村のご意見をお聞きし、議会にご相談申し上げ、当広域連合としての意見を取りまとめていきたいと考えております。

それでは、ただいま上程されました条例改正3件、補正予算2件、当初予算2件、計7件の提出議案について、一括してご説明申し上げます。

まず、条例改正のうち、議案第1号は、松本市と波田町とが合併することに伴い、所要の 改正をするものでございまして、議案第2号及び第3号は、松本市と波田町とが合併するこ と並びに松本地域ふるさと市町村圏計画の廃止に伴い、基金の名称変更など所要の改正をす るものでございます。

次に、議案第4号及び第5号の補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、平成21年度の事務事業の精算に伴う経費が主な内容でございまして、一般会計では、決算見込みによる人件費の精算を初め、勧奨退職者に係る特別負担金、通信指令システム改修委託料等を追加するほか、広丘消防署耐震化工事の事業費確定による起債の減額などをしております。補正規模は、一般会計で394万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億896万円に、また特別会計では、386万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1,918万円とするものでございます。

次に、議案第6号及び第7号の平成22年度当初予算について申し上げます。

一般会計は、予算総額43億8,307万円でございまして、財源のほとんどを負担している関係市町村が、国の地方交付税や補助金などの財政支援が見直され、また景気低迷が続く中、地方税収入が減少するなど、厳しい財政状況のもとで行財政改革に取り組んでいることを念頭に置き、住民の皆さんから一層信頼される広域行政を進めるため、重点事務事業の推進を基本とし、事業の重点化、国庫補助等の財源の確保、歳出の合理化・効率化に積極的に取り組んだ結果、平成21年度予算に比べ0.9%の減となっております。

新年度の主な事業といたしましては、松本市と波田町との合併に伴う介護認定審査会システムの改修、丸の内消防署ほかの仮眠室区画化等の庁舎改修工事や消防車両の更新、位置情報通知システムの更新などでございます。

また、松本地域ふるさと基金事業特別会計では、予算総額は1,818万円で、平成21年度予算に比べ18.7%の増となっております。

新年度の主な事業といたしましては、広域的健康づくり・スポーツ振興事業で、今年度から実施した松本広域圏歴史の道ウォーク事業を引き続き実施するとともに、広域的地場産業振興事業では、首都圏や中京圏への出展などを行うものでございます。

以上、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を 賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど公平委員会委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろし くお願い申し上げます。

○議長(赤羽正弘) ただいま当局から上程議案に対する説明がありました。

#### 日程第4 松本広域連合行政一般に対する質問

〇議長(赤羽正弘) 日程第4、松本広域連合行政一般に対する質問を行います。

現在までの発言通告者は、23番、池田国昭議員、16番、松澤好哲議員の以上2名であります。

報告申し上げた順序によって発言を許します。

最初に、23番、池田国昭議員。

**〇23番(池田国昭)** 昨年の11月の本会議に続いて、介護認定と消防の広域化について質問

いたします。

要支援2と要介護1を判定する際の要件である「状態が不安定であるという場合」とは、 どのような状態を指すのか、客観的な基準を示してほしいということをずばりお聞きしたい と思います。

状態が変化する病状の不安定さがあるかどうかという議論との関係で、がんの末期の状態 を例に説明があったことを前回ご紹介いたしましたが、それでも認定審査員の中には納得で きないという気持ちを持っている方がおいでです。

また、そもそも「状態不安定」という項目は、結局のところ、認知症以外は容易に要介護 1と認めないということであり、介護サービスの制限と言われても仕方がない認定基準と言 えると思います。

介護予防をうたいながら、このように介護サービスの利用を制限し、利用者のQOL、横文字でクオリティー・オブ・ライフの悪化を招き、その時点で初めて介護保険のサービスを認めるというこのやり方は、本来の介護保険サービス政策という点からいえば、私は本末転倒というふうに思います。

厚生労働省ではなく、きょう、理事者の席にお座りの菅谷連合長を初めとして、皆さんは 各地方自治体の介護保険の保険者でもございます。そうした保険者の立場も含めて、見解を お聞きしたいと思います。

次に、消防広域化についてお伺いをいたします。

先ほども連合長が提案説明で少し経過と結論が報告をされました。東北信消防広域化協議会が1月14日、第4回総会で基本方針を決めて、先ほども紹介があったとおり、将来的には東北信地域を一本化し、消防広域化の実現を目指すものの、当面は、これは確認をしたところ、平成24年度末までという意味だそうですが、段階的な消防の広域化をし、当面は段階的な消防の広域化を推進するものとしますというふうになっており、さらに、この14日に出された22年度のこの東北信消防広域化協議会の予算案というか、予算になりましたが、を見ると、事務関係の人件費が、今年というか、平成21年度114万4,000円計上されていたものが、全額ゼロ、皆減となっています。

なお、これは余談ですが、東北信消防広域化協議会の事務局長は、中南信と違って、長野 市の職員が直接行って、人件費は計上されていないようです。

これまで中南信消防広域化協議会は、東北信の協議の状況を参考にするとしてきましたが、まずこの東北信の協議会の結果を、先ほどもあったやには聞こえましたが、どのように受け

とめておられるか、連合長の見解をお聞きしたいと思います。

また、今後、協議をしていくという方向性が先ほど提案説明の中で出されましたが、協議 するとなれば、本年度及び来年度はどのようなことに留意をして行うのか、このことを質問 し、第1回目の質問といたします。

- 〇議長(赤羽正弘) 菅谷広域連合長。
- **〇広域連合長(菅谷 昭)** 池田議員の消防行政に関するご質問にお答えいたします。

まず、東北信の協議結果の受けとめについてのご質問でございますが、東北信では、長野県の推進計画のとおり、東北信の枠組みでよいのか、あるいは北信と東信の2つに分けた枠組みにするのかといった調査研究がなされ、今年度内に枠組みを決定する方針で進められていましたが、それぞれの枠組みについては一長一短があり、さらには各消防本部では異なる制度やさまざまな事情があるため、年度内に有効な枠組みを決定することについての合意に至らなかったと伺っております。

しかしながら、将来的には、東北信地域を一本化した消防広域化の実現を目指すものとし、 当面は、段階的な消防広域化の枠組みについて、ことしの10月までに一定の結論が得られる ように進めていくとされております。

東北信では、事務局体制は縮小されますが、枠組みや無線のデジタル化の協議は引き続き 継続されますので、今後の協議の状況を慎重に見ていきたいと考えております。

次に、中南信における今後の協議の留意点についてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたが、去る2月8日に開催いたしました第4回中南信消防広域化協議会では、中南信で一本化した場合の消防本部体制の提案がされました。これにつきましては、今後、各団体の意見を取りまとめ、協議会全体で意思確認を行い、次の段階として、将来ビジョンの作成に反映した上で、関係市町村、議会、住民の判断を仰いでいくとした事務の進め方が確認されました。

詳細につきましては、本日、本会議終了後に開催されます議員協議会でご報告し、ご協議申し上げますが、今後の協議を進めるに当たりましては、議会にご相談申し上げ、関係市町村のご意見をお聞きしながら進めていきたいと考えておりますので、関係市町村におかれましても、議論を深めていただくようお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(赤羽正弘) 水上事務局長。
- ○事務局長(水上 明) 介護保険制度に関する質問にお答えいたします。

要支援2と要介護1を判定する際の要件であります「状態の不安定さ」とは、病名や病状 そのものを言うのではなく、その病気や病状によって介護の手間の増加につながる変化がお おむね6カ月以内に発生するかどうかという視点で判断することになっています。

これにつきましては、病状が重症であることが必ずしも「状態不安定」となるわけではなく、具体的には、進行性の病気の代表的ながんであっても、治療により一定の状態を維持していれば、「状態不安定」には該当しないことになります。

ほかの進行性の病気であります筋萎縮性側索硬化症や脊髄小脳変性症、関節リウマチ等につきましても、主治医意見書に「現状維持」や「状態が安定している」という旨の記載があれば、これも該当いたしません。

特に、更新申請の場合にあっては、前回の調査結果も考慮し、一定期間の状態の安定性を 評価し、状態が維持されている状況であれば、「状態不安定」に該当しないことになってい ます。

介護保険制度は、社会全体で介護を必要とする方を支える仕組みとして創設された国の社会保険制度でありますことから、公平かつ公正に介護認定審査を行い、保険者である関係市町村や住民などへの説明責任を果たしていくことが重要であると考えます。

特に、要介護度は、介護サービス給付に直結するため、当広域連合の介護認定審査会では、 関係市町村の認定調査員が全国一律の基準で調査した心身の状況に加え、申請者の個別の状況について、調査員が記載した特記事項や主治医の意見書を検討した上で、介護の手間の状況を客観的に評価し、審査判定を行っております。

国の社会保険制度の一環としての介護保険制度にあっては、このように国の基準にのっとり、客観的評価に基づいて審査し、要介護度を決定していくことがこの制度の原点であり、また、この制度の当初からの理念に沿ったものであると考えます。

以上でございます。

- 〇議長(赤羽正弘) 23番、池田国昭議員。
- 〇23番(池田国昭) 23番、池田国昭。

それでは、最初に介護認定にかかわることについて申し上げます。

答弁というか、質問の中身は、大きく言って2つあったかと思います。

1つは、認定というか、要支援2と要介護1にかかわる部分の客観的な基準ということですが、今、答弁がございましたが、私も専門職でもないので、これで要は認定審査員の方々が納得できるかどうかという問題は、私はこれからの認定審査の中でも議論がされてくるな

というふうに思います。

また、相談を受けた方にもご報告をしながら、この議論はしていくとして、もう一つ、非常に残念というか、質問と答弁がかみ合っていないと思われるのは、私はもう一つ、そもそもこういう制度で、一次判定で要介護1と出ても、結局2つに分けると。具体的には後ほど申し上げますが、介護サービスに制限が加わる、こういうことについて、こうした介護保険制度そのものについてはどのようにお考えですかということも質問したつもりです。残念ながら、2番目のことについては、制度の理念的な説明こそあれ、こうした私の指摘に対する見解などは残念ながら聞けなかったというふうに申し上げたいと思います。

私が今ちょっと申し上げましたが、なぜこのことを取り上げるか。既に皆さんもご存じのとおり、要支援2と要介護1では、いわゆる介護施設と言われるものの利用ができるできないの大きな分かれ道です。施設に入所している方の場合、今回のこのことは、この問題点が顕在化し、本来の介護保険の原点からの疑問が出てくる、そういう中身です。

要介護1を判定するのに、認知症か、それから今話題にした状態不安定かの理由が必要となるわけですが、現在、施設に入所している人で、更新認定などの際に、それまで要介護1で入所できていましたが、これが今度支援2となると、退所を迫られるわけです。すぐにではなくて、暫定的な措置があって、しばらくそれまでいたところには入所が継続できますが、それもたしか切れたはずです。

こうした場合に、それまで施設で見守られていたからこそ、ある意味自立した生活、みずからがみずからを確立していく生活ができたわけですが、今度施設から退所を迫られ、自宅独居となった場合などは、かなりリスクが大きくなります。やっと自立している高齢者を、いわばある意味、今度は不安定になるまで施設からほうり出す、そういうような、施設の側の職員から言えば、ほうり出さざるを得ないような事態ということも現にあるわけです。

本来の介護保険制度の理念からして、この一次判定で要介護1が出た場合に、さらにこれをふるいにかけてやるこうしたやり方をどのように考えるか、改めて質問をしたいと思います。

次に、消防の広域化について。

今、いろいろ説明がありましたが、今日の後ほどの協議会の中の説明資料の中にもありますけれども、この間、中南信の広域化協議会は東北信の動きを注視するというふうに書いてあります。繰り返しになるかもしれませんが、東北信の広域化については、もともと枠にはこだわらないというところから出発したという点は、確かにこの中南信との大きな違いです。

その枠組みでは決まらなかった。そして、それぞれ近いところから、合併という言葉がいい かどうか、近いところから広域化を始めていくということがどうやら確認されたようです。

これは、新聞報道がそこまでなんですけれども、私が報道をされていない点について、関係者に直接取材をいたしました。

実際のところの一つは、まず東北信で広域化するメリットが見えない、スケールメリットが具体的に見えてこない、これが第1点。2つ目、自治体の合併のときは財政的な応援、支援が、曲がりなりにもというか、それなりにあったわけですが、それが十分に見えない。今以上に結局負担がふえるのではないかという心配もぬぐえない。こうしたことが原因で、今回、こうした結論に至ったということを、私はこの東北信の協議会でこうした事務に直接かかわった責任者の方からお聞きした直接の声です。いわば本質があらわれているというふうに私は思います。このあたり、報道されていること、それから伝わってくることだけのみならず、表面だけではなくて、真相を深くとらえる必要があるのではないか。

そして、それはそれとして、今後の方向性の中で、今後の留意点ということで、まずビジョンをつくると。それから、先ほどは議会と、それから市町村というふうに言われましたが、私はもう一つ、関係住民の皆さんへのこの投げかけも重要だというふうに思います。具体的に改めてメリットはどこにあるのか。この間の議会答弁では、松本広域圏域住民にとってのメリットというのは、不十分。

それで、ここはぜひお聞きしたいんですが、東北信では、市町村と、もちろん議会はもちろん、に加えて、住民も交えた、住民も参加したシンポジウムが3カ所で700人近く集まって行われているようです。それから、ホームページの発信も、これも前回ご紹介しましたが、比べればということで言いますと、東北信のほうが、いわば知りやすい、見やすいという中身になっています。

それから、東北信の動きが先ほど報じられたようなことになって、改めて消防職員の皆さんからも今までと違った声が私にも寄せられておりますし、職員の皆さんの中でも話題になっているというふうに聞いています。この職員の皆さんの改めての議論も含めて、こうした率直な意見交換の方法などなど、私は進めていく上での留意点として欠かせないものと思いますが、これについてお伺いし、2回目といたします。

### 〇議長(赤羽正弘) 水上事務局長。

**〇事務局長(水上 明)** 介護保険制度に対する質問にお答えいたします。

介護保険制度の施設サービス利用は、要介護1以上の方が利用ができますが、予防給付が

導入されました平成18年4月1日の時点で、介護保険施設に入所されていた方につきましては、議員もおっしゃいましたが、3年間の経過措置が講じられ、更新申請により要支援2の判定を受けても、引き続き3年の間は施設入所が可能であります。

この経過措置は、平成21年3月31日をもって終了となったため、これ以降につきましては、 一次判定で要介護1相当となった方が、この3年間に認知症がなく、または状態が安定して いる場合は、国の基準にのっとって要支援2になります。

施設に入所されている方でも、一律に同じ状態ではなく、個々の状況は違っていますし、 在宅で介護サービスを受けられている方についても、置かれている環境は同じ状態ではあり ませんので、現在、申請者本人が置かれている施設に入所しているといった環境や、施設に 入りたいといった希望を要介護認定の基準に据えることは、介護の手間の大小を検討すると いう介護認定の趣旨からいたしましても、公平性の確保という点で好ましくないものである と考えます。

介護の手間の大小を検討する介護認定審査会におきましては、全国一律の基準にのっとって調査された心身の状況を客観的に判断する一次判定に加え、二次判定におきましては、個々の環境を含めた介護の手間の大小を検討し、個別の状況を重視して審査判定を行っていますが、この審査判定につきましては、あくまでも介護の手間の大小を評価するものであり、国の社会保険制度の一つである介護保険制度において、制度創設時からの理念である公平性や公正性を今後も継続して担保していくためには、国による一定のルールが必要であると考えます。

以上でございます。

- 〇議長(赤羽正弘) 中沼消防局長。
- **〇消防局長(中沼博史)** 池田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

東北信の状況、伝わってくる真相を深くとらえるべきではないか、こういうご質問もありました。

東北信では、将来的には一本化した消防広域化を目指すものの、当面は段階的な消防の広域化を推進をすることとしており、早期に広域化を実現させるためには、まずできるところから始めることが必要としておりますので、原点に戻るのではなくて、まずはできるところ、近くのところから協議を進めていくということで私どもは理解をしております。

したがいまして、東北信一本という協議と、東信・北信という協議でもって進めてきたわけですが、現在は東北信一本じゃなく、東信・北信それぞれ近くでできるところでというと

ころで議論が進んでいるというふうに理解をしております。

広域化に対します財政的支援がないということでございますが、国では、広域化に伴い必要になる経費につきましては、ソフト、ハード面からの総合的な財政支援措置が講じられております。

広域化のメリットを明確にし、市町村住民、消防職員、議論が必要ではないかという点でございますが、池田議員のお考えのとおり、消防本部体制の方向性につきましては、関係市町村議会にご協議申し上げ、さらには、その方向性においてでき上がります将来ビジョンを作成した段階で、関係市町村、住民、また議会の皆さんに広く説明をし、ご意見を伺い、次の段階に向けて判断を仰いでいくということで協議会で決まっております。したがいまして、今後、ビジョンを作成する段階では、広く住民に意見をお聞きする、こんな機会を設けるということでございます。

また、消防職員のお話をいただきました。

説明につきましては、過去4回、全職員を対象に研修会を実施しておりますし、毎月開催 しております署長会議でも、幹事会等の結果を報告するなど、全職員に情報提供をしてきて おります。今後も、必要に応じ職員の意見を聞きながら検討協議し、進めていきたいと考え ておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

- 〇議長(赤羽正弘) 23番、池田国昭議員。
- **〇23番(池田国昭)** 23番、池田国昭。

残り時間で要望も含めて発言いたします。

行政用語とか行政表現ということが、いわばいい意味でも悪い意味でも、悪い意味でもありますが、私はこの東北信のこの文章は、いわば行政用語を使い、行政表現で言われている中身。私は、普通に読んで、もうある意味残念というふうに見るのがごくごく自然、予算的にもそうなっているというふうに思うんですが、それは見解の相違と言われればそれまでですけれども、私はそういうふうに見ることのほうが正しいのではないかというふうに思います。

以下、時間の範囲で、この間いろいろな方とお話をさせていただいた事をご紹介をし、最 後に市長がそれに対して感想があれば、発言を時間を残してお願いしたいと思います。

職員の皆さんの中で、確かに広域化はよいと思いますけれども、サービス低下にならないようにすることが大事だと共通に言われました。しかし、消防の広域化は、ここへ来て全国

的には非常に動きが鈍くなっている。東北信がやらないということになれば、一たんは白紙に戻すということで始まってきたはずのものだった。平成24年度までにどうしてもというものではないはずだと。

それから、原点ということになれば、本当にスケールメリットということだけれども、本当にスケールメリットがないのか。それどころか、広域化して、いわば広い地域での全体のサービス水準を引き上げるということになれば、別の言葉で言うと、それは現在の消防力が高いところはサービスが低下をする。低いところを引き上げるために、全体としてはそうならざるを得ないではないか。そのとおりだと私も思います。ずばり指摘する声だというふうに思います。本来ならば、国や県が責任を負って低いところを引き上げる。これがそうならずに、いわばならされてしまうなどなど、メリットやデメリットの議論がちゃんと行われていないというふうに思います。

飯田市では、この2月から派遣していた職員を責任者の判断で、事務局の仕事が今後少な くなるということで、職員を引き揚げたいということを語っている。直接私たちの議員のネ ットワークで調べましたが、その真意は、最高幹部の一人が明らかに中南信一本化に消極的 であるということがその背景にあるということがわかりました。

私としては、この間、先に結論ありきという立場ではまずいということから、態度を明らかにしてきませんでしたけれども、この間の議論と経過を踏まえて、改めて今のところメリットも確認できない、こういう中で、デジタル化については、その必要性や有効性は認められるものの、広域化なくてもデジタル化が可能という意見もございます。などなど踏まえて、私は今回のこの消防の広域化には、この場で反対の態度を表明をしたいと思います。

ぜひ菅谷連合長においては、今の私の紹介の中身も含めて、消防職員の方の意見も含めて、 感想があれば、ぜひその感想を求めて、質問のすべてを終わりたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

- 〇議長(赤羽正弘) 菅谷広域連合長。
- ○広域連合長(菅谷 昭) それでは、池田議員のご質問、3回目でございますけれども、感想というよりもですね、東北信は枠組みから入っています。中南信は枠組みじゃないんです。一緒になった場合には、どういう形がいいのかということを検討しようじゃないかということで、協議会をつくって、そして将来ビジョンをつくったら、それを今後たたき台にして、中南信はどうしたらいいかということを検討するんですから、スタートが違うわけですね。松本広域でなくて、中南信でもし一緒になってワンブロックでやるんだったら、どういう

形でやったらいいのかという、そういうビジョンをつくろうじゃないかということで始まった。そのためにわざわざ小委員会をつくってやってきた。ところが、東北信は、最初にまず 枠組みから入っているんですね。

- ○議長(赤羽正弘) 時間が終了いたしました。
- **〇広域連合長(菅谷 昭)** 大きな違いがあるんです。それだけちょっと認識してもらいたい。
- ○議長(赤羽正弘) 以上で池田国昭議員の質問は終結いたします。

次に、16番、松澤好哲議員。

**〇16番(松澤好哲)** 16番、松澤好哲でございます。

発言通告に従いまして質問をさせていただきます。

特に今回の質問は、消防の問題でありますし、3点質問するんですが、共通の問題という ぐあいに考えております。よって、1、2、3問題ありますけれども、一括質問をさせてい ただきます。

まず、消防車が通行できない道路、この現状と対応についてお聞きするわけであります。 道路が狭く、救急車、消防車が現場に到達できないため、消防業務に支障することがある というぐあいに聞きますが、この点どうなのかという点でございます。

安曇野市では、私、議会でこの問題を取り上げまして、道路が狭く車両が入れない箇所の 調査を行い、計画的に道路改良を対応するというぐあいに市長からの答弁があるわけであり ますし、具体的には、今、27路線あるということでございますが、こういう点を各市町村の 現状の把握と取り組み状況、そして、その対応と調査はどうなっているかお聞きするわけで あります。

また、広域連合としてどういう対応をしていくかということが、ここに各市町村の長の方がいらっしゃいますので、これは消防業務が円滑に、潤滑に行われるという意味でも、幾ら消防体制をつくり、GPSをやっても、こういうところによって支障が起きたり、わずかな時間で命や、あるいは火災が起きる、全焼するということのないようにするために、これは極めて重要だというぐあいに思っております。

2番目は、消防の水利確保と現状と対応についてでございます。

これは、当然のことですけれども、私も現場を幾つか見ているわけでありますが、火災現場の発生現場の近くに消防の水利が不十分なために、何本もホースをつなげていかなければならない、水を確保するのも大変だと、あるいは水圧が落ちてしまう、こういうことがあるわけですが、初期消火は極めて重要な課題でありますし、こういう点では、水利の確保とい

うのは重要だというぐあいに思います。

各自治体が対応することになっているわけでありますが、幾ら広域消防を十分な対応をしていく、あるいは先進的な対応をしていく、長野県においても、この松本広域はかなり進んでいる部分だというぐあいに思うわけでありますが、そういう点で、現場での対応が十分いかないと、せっかくの設備や体制が十分機能しないということになるわけですが、この点、2番目にお聞きするわけであります。

それから、3番目は、安心電話の普及の問題でございます。これについて、今後の対応を お聞きするわけであります。

私が言うまでもなく、高齢化社会がどんどん進んでいくわけですし、ひとり暮らしの高齢者の皆さんあるいは災害弱者を守ることは重要な課題であります。そこで、安心電話の普及と、その重要な施策であると考えるわけですが、安心電話の利用状況をお聞きするとともに、今後の普及を図る方法についても聞くわけであります。そういう点では、各市町村の体制が必ずしも一致してないという状況があると聞くわけであります。

そういう点で、まず3点について、1回目の質問をさせていただきます。よろしくお願い します。

- 〇議長(赤羽正弘) 中沼消防局長。
- **〇消防局長(中沼博史)** 消防車両の通行できない道路状況と対応等につきまして、まず一括 してお答えをさせていただきたいと思います。

道路狭隘により緊急車両が現場到着に支障を来しているかについてでございますが、道路 狭隘のため緊急車両が現場直近まで入れないケースもございますが、消防隊を増強するなど、 災害現場に応じた活動を実施をしてきております。

各市町村の狭隘道路の整備状況の把握につきましては、関係市町村の道路整備計画により 改良工事が進められており、消防局からは、道路狭隘に対する改善要望等はしていないのが 現状でございます。

なお、道路工事等による通行止めの情報等につきましては、通信指令システムの支援情報 として、出動隊が情報共有できる体制が整っている状況でございます。

局の対応についてでございますが、消防署所では、地水利点検や道路狭隘地域の実態把握を行っており、狭隘道路の情報を住宅地図に転記するなど、職員間で情報を共有しておりますし、さらに状況に応じた活動ができるよう、各種訓練を実施をしてきております。

続きまして、消防水利の確保の取り組み状況についてお答えをさせていただきます。

消防水利の設置及び維持管理につきましては、消防法により市町村がその責任を負うこととなっておりますが、昨年4月に局で実施した調査では、管内に消火栓が9,923基、防火水槽が2,642基、そのほかプール、河川等、合計1万3,179基の消防水利が整備されているところでございます。

消防水利は、消防施設や人員とともに重要な消防力でありますので、基準を満たしていない地域につきましては、管轄の消防署所から各市町村に設置を要望するなど、必要な水利の確保に努めております。

また、消防水利が不足している中山間地や山林火災を想定し、消防団との連携を図るため、可搬ポンプ等によります中継送水訓練を定期的に実施をしております。

次に、安心電話の普及と今後の対応についてお答えをいたします。

安心電話の利用状況についてでございますが、松本市1,021件、塩尻市105件、安曇野市73件、山形村28件、朝日村25件、筑北村40件の3市3村により、現在、1,292件の登録があり、その他の町村につきましては、タクシー会社などの民間業者へ委託している状態でございます。

平成21年の安心電話からの局への通報状況でございますが、総受信数は1,806件で、この うち緊急通報によりまして救急出場は40件ございまして、残りの96%が誤報もしくは電池切 れなどによるものでございました。

今後の普及につきましては、携帯電話等の普及を踏まえ、安心電話に代わる新システムの 導入につきまして、設置者であります関係市町村の福祉担当課とともに調整をしていきたい というふうに考えております。

以上であります。

- 〇議長(赤羽正弘) 16番、松澤好哲議員。
- ○16番(松澤好哲) 松澤です。

2問目の質問を行いたいと思います。

今、1、2、3、質問しているわけですが、特に消防車両の問題、防火水槽等の水利の問題については、実際に調査活動しているということでございますが、消防車の入れないところについては、改善要望をしていないということでございましたけれども、これはどういうことでしょうか。

そして、2番目の消防水利体制については、要望しているということでございますけれど も、これは各市町村別とは言いませんけれども、実態はどんな状況にあるんでしょうか。そ れぞれの基数についてはお聞きしましたけれども、では要望しているところは、どのような計画と対応で広域と各市町村との関係をしていくんでしょうか。もちろんここでは大きな問題、全体の問題ですけれども、各市町村の長が入られて、この広域連合をつくっているわけでありますので、先ほど第1回目に申し上げたとおり、幾ら設備をつくっても、体制をとっても、現場が対応できない状況ではいけない。そういう意味では、関係市町村長の責任は重大だと思うんです。そこの点について2問目にお聞きします。

それから、3番目の点ですが、安心電話の普及の問題ですが、お聞きをいたしました。G PSができて、こういう体制が非常に整っていくわけでありますし、今後、今、福祉との関係で相談や対応を求めていると言うんですが、どの辺まで行っているんでしょうか。

そして、私は、もう一つは、私の地方においてもあるんですが、徘徊だとか、そういう対応にこの問題がもう少し役立つような方向はないだろうか。これが使えると、大変早く発見できるわけですし、今、高齢者の皆さん、そして徘徊というのは日常茶飯事になってくるわけですし、認知症の増加というのは、高齢化社会も当たり前の状況になってきているわけです。こういう点で、この問題がリンクされるならば、もっと有効な活動ができる、そして地域消防の人たちが、土砂降りの雨の中、隅々まで探していく、こういう問題も早い時期に対応できるんじゃないかというぐあいに思うわけですが、2問目の質問をするわけであります。以上です。

#### 〇議長(赤羽正弘) 中沼消防局長。

**〇消防局長(中沼博史)** 消防の関係の狭隘な道路の関係、それから消防水利等の関係、いずれにいたしましても、常備消防といたしましては、関係する9市町村の皆様方、また消防団の皆様方との連携をとって、対策をしていくと、業務をしていくということでございます。

ただ、道路状況につきましては、それぞれの、先ほどお話ししたように、市町村の道路計画等々もございますし、その整備計画に基づいて、まず優先で実施をしてもらう、こういうことを私どもは情報共有しながら、狭隘なところについての一分一秒でも早く対応できる訓練をしていると、こんなことでございます。

水利につきましても同様でございます。いずれにいたしましても、このほかにも消防庁の言う基準でない水利もあるかと思います。それにつきましても、当然、私ども消防団と密接な関係の中で連携をし、一つでも多くの確保、水利確保をしながら、一秒でも駆けつけて早く消せると、こんな体制をとっていくというふうに考えております。

安心電話の関係でございます。

認知症の関係でございますけれども、局の対応といたしましては、認知症によります高齢者の行方不明の捜索につきましては、本来は消防業務ではありませんけれども、警察や関係市町村、地元消防団などと連携を図り、情報収集に努めるとともに、消防業務に支障のない範囲で捜索活動に協力をしてきている状況でございます。

昨年、消防局で捜索活動に従事した件数は16件ございました。引き続き関係機関と連携を 図りながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上であります。

- 〇議長(赤羽正弘) 16番、松澤好哲議員。
- 〇16番(松澤好哲) 松澤です。

3回目の質問に入ります。質問というか、1問目、2問目は各市町村長の皆さんにお願いであります。

消防局体制では、先ほど言われましたように、一分一秒を争って救命あるいは命、火災ということをしているわけですが、まだまだ対応が不十分なところがあります。そして、聞くところによりますと、先ほどもお話がありましたけれども、消防隊員の皆さんは、現場に出向いて、道の狭いところや水利の状況を逐一住宅地図の中から探し出して対応しているところでございます。そこからお話を聞いているはずだと思いますので、ぜひこの狭隘道路の問題、水利の問題は、各市町村長の皆さん、積極的な対応をしていただきたいというぐあいに要望しておきます。現場の隊員の皆さんから聞くと、大変涙ぐましいというか、現場を歩いていられる状況を聞くわけであります。

また、3番目の安心電話の問題でございますけれども、ぜひこれは広域消防の対応というだけではないわけでありますが、この充実という点では、各市町村の皆さんのところに責任問題が大きいだろう。そして、各市町村のあり方というのは、それぞれの市町村によって違うだろうと思います。そして、タクシーの問題やいろいろな点がありますけれども、ぜひこの問題を積極的にとらえていただいて、せっかくのこういう施設が、設備があるわけですので、GPSとの関係で対応ができることを望むわけですし、ここもぜひ市町村の長の皆さんは積極的な対応、できたら長期計画を立てて対応していただきたい、それに応える広域消防法として、先ほど言いました徘徊の問題は、本来は仕事ではないかもしれませんけれども、せっかくあれだけの設備があるわけですので、対応の仕方は、携帯電話等の改善、改良、そして今、大変業界も対応ができるようになってきているわけでありますので、そういう点を両者十分話しながらお願いしたい。

そして、ここも広域消防の職員の皆さんは、地元の民生委員の皆さんと、ひとり暮らしや、あるいは老老介護している人たちのところを訪ねて歩いているんです。そして、どういう状況か、いざとなったら直ちに対応できるようにもしている、こういう努力されている隊員の皆さんのことも聞きます。これに全体的にも、広域としてもそうだし、各市町村が積極的な対応を求めるわけであります。

お答えがありましたら、お願いをしたいというぐあいに思います。

○議長(赤羽正弘) 何かありますか。

(発言する者なし)

- **〇16番(松澤好哲)** ないようですけれども、これは重要な問題、各市町村の長の皆さんに ぜひともお願いをして、若干時間が残りますけれども、質問を終わらせていただきます。あ りがとうございました。
- ○議長(赤羽正弘) 以上で松澤好哲議員の質問は終結し、松本広域連合行政一般に対する質問を終結いたします。

#### 日程第5 議案に対する質疑

○議長(赤羽正弘) 日程第5、議案第1号から第7号までの以上7件に対する質疑につきましては、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。ただいま議題となっております議案第1号から第7号までの以上7件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付いたしてあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は、委員会審査等のため休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開をいたします。 なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。 暫時休憩いたします。

午後 2時34分休憩

午後 4時45分再開

○議長(赤羽正弘) 休憩前に引き続き会議を開きます。

### 日程第6 委員長審査報告

○議長(赤羽正弘) 日程第6、議案第1号から第7号までの以上7件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、丸山寿子議員。

○総務民生委員長(丸山寿子) 総務民生委員会の報告を申し上げます。

当委員会は、本会議休憩中に開催し、付託されました議案7件について、慎重に審査いた しましたので、その結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第1号 松本広域連合行政手続条例の一部を改正する条例については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号 松本広域連合松本地域ふるさと市町村圏基金条例の一部を改正する条例については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号 松本広域連合特別会計設置条例の一部を改正する条例については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号 平成21年度松本広域連合一般会計補正予算(第2号)中、当委員会付 託関係予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 平成21年度松本広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算(第1号)については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成22年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会付託関係予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成22年度松本広域連合松本地域ふるさと基金事業特別会計予算については、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、次のような意見・要望が出されました。

介護認定に関して、合議体長連絡会議の中で、現場の声も直接聞く機会が持てるように努力してもらいたいとの要望がありました。

また、旧伝染病舎の関係で、その跡地利用について、松本医療センターにもっと積極的に 働きかけてもらいたいとの要望がありました。

さらに、広域観光については、ホームページ・パンフレット等を効果的に使い、首都圏ばかりでなく、中京圏へのPRにも力を入れてもらいたいとの要望がありました。

また、FDAに関し、利用・促進の研究を進めてほしいとの意見が出されました。

以上、申し上げまして、当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い 申し上げます。

- 〇議長(赤羽正弘) 次に、消防委員長、白川延子議員。
- **〇消防委員長(白川延子)** 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案2件について、慎重に審査いたしましたので、その結果に ついてご報告を申し上げます。

最初に、議案第4号 平成21年度松本広域連合一般会計補正予算(第2号)中、当委員会関係補正予算につきましては、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号 平成22年度松本広域連合一般会計予算中、当委員会関係予算につきま しては、原案のとおり異議なく可決すべきものと決しました。

なお、本件に関連して、予算編成上の方針についての質疑があり、関係市町村からの負担 金をなるべく平準化する中で、消防無線のデジタル化等、今後経費のかかる事業に対応して まいりたいとの方針が示されました。

また、道路状況やひとり暮らし老人等、現場の情報を有効に活用し、市町村と連携を密にして、消防行政を推進してほしいとの要望がありました。

以上で当委員会の報告といたします。何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長(赤羽正弘) 以上をもって委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件につきまして意見のある方の発言を求めます。

意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) 意見ないようでありますので、これより採決をいたします。

議案第1号から第7号までの以上7件につきましては、委員長の報告のとおり決すること にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(赤羽正弘) ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第7 議案第8号

○議長(赤羽正弘) 日程第7、議案第8号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

**〇広域連合長(菅谷 昭)** ただいま上程されました公平委員会委員の選任についてご説明申 し上げます。

松本広域連合公平委員会委員、大久保陸男委員が去る12月21日付をもって辞職されました ことから、新たな委員として松岡光正氏を選任しようとするものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(赤羽正弘) お諮りいたします。

ただいま上程になりました議案第8号につきましては、直ちに採決いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第8号 公平委員会委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、これに同意することに決しました。

# 日程第8 議第1号

○議長(赤羽正弘) 日程第8、議第1号 松本広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、池田国昭議員。

○議会運営委員長(池田国昭) ただいま上程されました議第1号 松本広域連合議会委員会 条例の一部を改正する条例につきましては、議会運営委員会から提出したものでありますの で、代表して議会運営委員長の私のほうから提案理由の説明を申し上げます。

本案は、当広域連合議会の議員定数が「26人」から「24人」に変更することに伴い、総務 民生委員会及び消防委員会の定数をそれぞれ「13人」から「12人」に改めるものでございま す。

施行期日を平成22年3月31日とし、経過措置として、この条例の施行の際、現に常任委員である者をこの条例の施行後も常任委員とみなし、その任期、正副委員長の職、所管する事務及び付託中の案件については、当該委員会委員の残任期間においてこれを継続するものとするものでございます。

以上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長(赤羽正弘) お諮りいたします。

ただいま趣旨説明がなされました議第1号につきましては、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認め、採決いたします。

議第1号につきましては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤羽正弘) ご異議なしと認めます。

よって、議第1号につきましては原案のとおり可決されました。

○議長(赤羽正弘) 以上をもって今期定例会に付議された案件は全部議了いたしました。 これをもって本日の会議を閉じ、平成22年松本広域連合議会2月定例会を閉会いたします。 午後 5時00分閉会